

令和4度12月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和4年12月1日(木) 午前11時00分～12時10分

場所 市役所2階 第3委員会室

出席 市政記者クラブ10社 15名

会見内容

1. 話題提供(3項目)

1 支所の廃止に関するパブリックコメントの結果等について

- このたび釧路市では、2023年(令和5年)3月末をもって春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所及び鳥取支所分室の3支所1分室を廃止し、併せて鳥取支所における収納業務の取扱いを廃止することとし、支所の設置等について定めた釧路市支所設置条例及び釧路市支所設置条例施行規則等の改正に関する市民の皆様からのご意見をお聞きするパブリックコメントを、10月26日から11月24日までの間、実施したところであります。
- その結果としましては、提出されたご意見の総数が1,599件でございました。
- また、パブリックコメントと並行して釧路地区4か所において11月9日から11月14日の間、住民説明会を開催し、延べ108名のご出席をいただき、パブリックコメントでお示した対応策に関して意見交換をさせていただいたところであります。
- 市といたしましては、パブリックコメントや住民説明会でのご意見を踏まえ、12月定例市議会に関係条例の一部改正に係る議案を提出することとしたところであります。

2 新たな津波一時避難場所の指定について

- 本年3月に北海道から「基準水位」が公表され市内各所の津波並びにせり上がりの高さが示されたことから、津波一時避難場所の拡充に向けて様々な施設所有者の方と交渉を行ってきたところであります。
- このたび40の施設を新たに津波一時避難場所として決定しましたので12月2日に公表します。
- 施設所有者の皆様方におかれましては多大なるご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
- 今回の指定により指定済みの113か所と合わせ、釧路市全体の津波一時避難場所は153か所となり、市のホームページやフェイスブック、LINEなどで周知していきます。
- ハザードマップの更新にはまだ至りませんが、津波一時避難場所の施設を現在追加している最中ですので、随時公表しながらハザードマップの更新に結びつけていきますので、可能な周知方法を使い、津波一時避難場所が増えていることを皆様に

お知らせしたいと思います。

- あわせて1月下旬をめどにWEBハザードマップの更新を行いますので、最新情報を確認できるように取り組みをすすめています。

3 台湾との交流について

- 台湾との交流につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、北陽高校の見学旅行をはじめとする取組を断念せざるを得ない状況となっておりましたが、去る10月11日からの日本の水際対策の大幅な緩和を受け、交流促進のための取組を再開すべく、来年1月9日（月曜日）から13日（金曜日）の日程で、私と教育長をはじめ、関係者の方々と台湾への訪問を実施するものであります。
- 訪問内容といたしましては、花蓮市のほか台北市立動物園や、台北市文山区をはじめ北陽高校見学旅行の交流校となる「景文(けいぶん)高級中学」「木柵(もくさく)高級工業職業学校」への表敬訪問、さらには今後、石炭に関わる調査研究・教育普及の取り組みを通じ、日・台の交流を深めるため、台湾炭鉱博物館との友好提携を締結する予定となっております。
- あわせまして、台北市立動物園内での観光PRや、現地旅行会社へのセールスコールの実施も予定しており、台湾からの誘客促進と今後の観光振興、さらには交流人口の拡大、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

2. 質疑要旨

(質問)

- ・ 12月議会に、廃止に必要な条例案を提出するとのことですが、住民説明会ではパブリックコメントの結果を見て判断するとの説明でした。パブリックコメントでは多くの意見が寄せられ、反対の意見が多かったですが、条例案を出すことになった理由を教えてください。

(市長)

- ・ 支所の廃止については、住民説明会からスタートし、色々なご意見をいただきながら進めていき、対応策も進めてきました。マイナンバーも10月末で申請率が68%と順調に普及しています。機械の操作の問題についても、サポートの人員を配置する対応を取っていきます。また、職権対応も一定の理解をいただいたところです。

こういった説明を重ねてきたところであり、これらの内容を踏まえた中で今回の条例の改正案の提出となっております。このようにいただいた意見の対応策を示しながら進めているという状況であります。

(質問)

- ・ パブリックコメントの意見に説明会と比べて新しいものがなかったため、これまでの対応策で対応できるということですか。

(市長)

- ・ パブリックコメントには、賛成反対のご意見を聞くという側面もありながら、様々な不安に対し提言いただくという側面もあります。過去のパブリックコメントにおきましても、意見として何うものと対応できるものがありました。今回のパブリックコメントにつきましては、1,000件以上が「反対」の一言でありましたことから、意思表示のみでした。賛否を問うものとパブリックコメントは異なるもので

ありますので、いただいた意見にどのように対応していくかがパブリックコメントの主旨だと思っています。いただいた意見には、不安や距離が遠くなるというものもございましたが、ご理解いただきながら進めていきたいと思っています。

(質問)

- ・ パブリックコメントや住民説明会の意見の他に要望書や意見書が何件来ているのか、また、全部が支所廃止の撤回や中止を求めるものでしたか。

(市民環境部長)

- ・ 司法書士会釧根支部から要望書をいただいています。また、「釧路市の支所・分室の存続を求める市民の会」から3回要望書が来ています。

(市長)

- ・ 司法書士会の要望につきましては、基本的に職権を有する方々ですので、職権の対応について話をさせていただきました。そういった中で、市民の不安の払しょくについての対応について話をしながら進めているところです。

(質問)

- ・ 住民説明会で多かった意見として、進め方が拙速だという意見が多かったと感じましたが、そのことについての市長のご意見をお聞かせください。

(市長)

- ・ 私たちは1年かけて考え方を示し、考えに至った経過も話をしてきました。そういった中でいただいた意見に対する対応も踏まえながら進めてきましたので、丁寧な説明や対応を行ってきたと考えています。

例えばいただいた意見の中で、支所の方が対応がいいと言われれば、素直に反省し、本庁でも改善を図ったり、様々な対応策も示しながら進めてきていると考えています。

(質問)

- ・ 反対意見はあるが、それでも支所廃止は必要だという市長の認識をお聞かせください。

(市長)

- ・ 私たちは常に行財政改革として、最小の経費で最大の効果を生むという地方自治法の主旨にのっとり行っているものです。このことから普段行っていることを常に見直しをしながら進めていくことが行財政改革の基本であると考えております。ひとつひとつの業務は法律などの前提があって行っているものであり、その前提のひとつに技術があります。モータリゼーションや事務機器、DXがそれにあたります。その前提が変わっていったときに、当然ながら見直しを進めていき、より良い形にしていくことが重要だと考えております。

支所につきましては、利便性が増していく中でコンビニ交付を進めてきたところであり、方向としては「スマートフォンの中に市役所がある」ということで進めているところであります。確かに100%の人に対応できているのかという問題はありますので、スマートフォン教室を開催していくなど、この社会に対応していく中で、普段の業務の見直しを行っていくことが必要と考えています。

より効率の良い行政、また市民と一緒に様々なことを進めていく行政に向かって進めていきたいと思っています。

(質問)

- ・ 支所が廃止されることで、市にとってのメリット、デメリットの現状認識をお聞かせください。

(市長)

- ・ 市役所の仕事は多面的であります。市民と市役所職員が同じ地域の中で一緒に地

域づくりを行う側面と、行政は各種制度がありますので、事務をしっかり行っていくという側面があります。こういった中で、支所の位置づけは、距離の問題等で設置され行政事務を行っていくところであります。

行政の仕組みは非常に深いものですので、例えばワンストップサービスを行っていきたくないとずっと考えていましたが、1人の職員が様々な制度を覚えていくことは非常に難しいものです。ですから、防災庁舎ではあまり移動しないで手続きができるように窓口をまとめております。支所ではこのようにはいきませんので、専門の部署とつなぐという役割を担っているところです。

事務につきましては、マイナンバーとセットでコンビニ交付が進んできており、支所での申請件数は減ってきている状況です。相談業務につきましては、これからのDXを踏まえ、投票所もオンラインでつながり増えてきておりますように、本庁とつなげることでディスプレイを通じて相談ができるようになりますので、支所を廃止しても、事務の面ではマイナス面がなくなることから、業務の見直しをスタートさせたということになります。

メリット、デメリットのご質問については、コスト面は8,500万円がマイナスになりますが、冒頭から説明しているように、最小の経費で最大の効果をとという行財政改革の観点の中の業務の見直しからスタートしておりますので、メリット、デメリットという考え方とは異なりますが、結果そういったメリットが出てくると考えております。デメリットについては、反対されている方の感情の部分が該当してくるものという受け止めです。

(質問)

- ・ 議会で議論を進めていくにあたって、丁寧に行っていきたくことや市民の理解を得るために重点的に行っていきたくことは何ですか。

(市長)

- ・ 様々な方針を示していくときは、市役所内部で色々な議論を進めていますので、ある日突然ではなく、その前段の打ち合わせは行っています。我々が気付かないこともあり、完璧にできているとは思いませんが、議論をしっかり進めてきた中で一定の方針をもったところであります。市民説明会や議会におきましても、しっかりお話ししながら進めていくことが重要でありますし、新たなことが起きた時には対応していきます。

そのうえで、この度支所廃止の条例改正案を提出させていただいたということです。

(質問)

- ・ 公的文書の申請については、マイナンバーの普及によりマルチコピー機で効率的に行っていくということであるが、相談業務については、市としては専門的知見を持っている人を一つの部署に集中的に置いてリモートで対応するということは、支所に分散配置することは効率が悪いという趣旨ですか。

(市長)

- ・ 現状支所における相談は、行政から発出した文書がわかりづらいという問い合わせが多いです。これについては文書管理を徹底していきながら、文書番号を聞けば、何の文書かわかり誰でも対応できるという形にしていきたいと考えています。

ワンストップサービスについては、人が足りないのではなく、一人の人が行政の制度や仕組みのすべてを身につけるといことは本当に困難ということですので。税なども毎年のように制度が変わります。これを踏まえ、一つの部署でチームとしてひとつひとつの事案に対応していかなければなりません。そうすると本庁舎のひとつの課でということになります。このことからコミュニティセンターと本庁舎をオン

ラインでつなげることで対応ができるという考え方です。

(質問)

- ・ 今回3支所の廃止ということですが、将来的に鳥取支所も廃止する考えはありますか。また、議会で否決された場合、再度提出する考えですか。

(市長)

- ・ 支所の利用実績を踏まえて今回提出させていただいています。鳥取支所は取り扱い件数が多いという状況でありますので、状況が変わった時に判断することとなります。今回は3支所1分室と鳥取支所の収納業務の廃止で進めてまいります。

議会については、しっかりと説明を行い、条例案を通していただけるよう頑張っていきます。

(質問)

- ・ 支所の廃止が、市長が大切にしている釧路市のまちづくりの中でどういう位置づけにあるのか教えていただきたい。

(市長)

- ・ 市役所では市民や企業と一体となって進めていく事業もありますが、事務については、円滑に進めていくものであります。支所の役割はその事務を行う場所であり、事務は効率的に進めていく必要があり、世の中の発展に伴い事務は常に見直していくことが重要であります。

その上でまちづくりを行う市職員は、部署に限らず全員がプレーヤーであり、現場を知り今まで行ってきたことを知る職員がまちづくりをしっかりと進めていくものと思っています。支所はまちづくりとイコールとはなりえないものと思っており、支所は事務を行う場所と考えています。

(質問)

- ・ 今回は支所ですが、他の公共施設も利用が少なくなることがあると思いますが、行財政改革で利用が少なくなった施設や代替で解決できるものについては見直しを行っていくのですか。また、12月議会で可決された場合は解体するなどの予定が決まっていますか。

(市長)

- ・ 私はこれが何のためにあるのかという目的からひとつひとつ考えていかなければならないと考えておりますので、支所も財政の観点から考えていったわけではございません。あくまで行政事務という部分でお話をさせていただきました。他の公共施設も目的がありますので、公有資産マネジメントの中で複数の施設を複合化し、効率的にしていくという考えはありますが、重要なのは目的であります。

支所の目的から技術の発展やDXから見直しを行いながら、様々な分野での市民サービスを充実させていくことが必要と思っています。事務の作業は感情が入らないものと考えていますので、いかに効率的に進めていくかということになります。

跡地については、まだ決まっておりません。

(質問)

- ・ 一時避難場所が40か所増えるとのことですが、民間の施設と公共の施設の内訳はどうなっていますか。

(避難対策調整主幹)

- ・ 内訳は市の施設が24、国の施設が1、北海道の施設が10、民間の施設が5となっています。

(質問)

- ・ 40か所は3階建てや鉄筋コンクリート構造(RC造)など、こういった施設に

なりますか。

(避難対策調整主幹)

- ・ それぞれのポイントに基準水位が出ていますので、基準水位以上の建物で非木造の建物になります。

(質問)

- ・ 前回60から70か所と交渉しているという話がありましたが、引き続き交渉している個所は何か所ありますか。

(避難対策調整主幹)

- ・ その後増えており、全体では95の施設と交渉を行っています。そのうち今回協定締結まで結びついたものが40か所になります。また、実際に調べて耐震強度が足りない施設や協定まで結びつかなかった施設が17か所です。残りの交渉中が38か所になります。

(質問)

- ・ WEBハザードマップを改定されるということですが、紙のハザードマップの改定の目途はたっていますか。

(市長)

- ・ 紙のハザードマップについては、早くしたいとは考えてはいますができておりません。WEBハザードマップは更新作業の中で増やしていけますのでみなさまに示していきたいと思っています。まずは一時避難場所が拡大していることをお知らせするところであり、全体としてはまだ時間がかかってくるものと思います。

(質問)

- ・ 半径600メートルの中に避難場所がない避難困難地域は今回の40か所で解消されるものですか。

(市長)

- ・ まだされません。大楽毛の避難困難地域には複合施設を計画に盛り込んでいきます。もうひとつの星が浦地域は基準水位が下がったことから、協力いただける施設と話し合いを進めているところです。まずは避難困難地域の解消に取り組んでいくということにしっかりと取り組んでまいります。

(質問)

- ・ 一時避難場所は153か所とかなりの数になってきましたが、防災に終わりはないとは思いますが、市としてどのくらいの避難場所の設置を目指していますか。

(市長)

- ・ 最優先は避難困難地域を解消することではありますが、まずはキャパシティをしっかりと確保することです。対象者が100人のところに100人分あればいいということにはなりませんので、120人分でも150人分でもいいと考えています。10年間で被害者を8割減らすという形で進めており、避難場所をしっかりと確保することが1点目です。

同時に並行して、公共施設を計画する時や民間の建物が建てられるときには避難所という観点を持ちながら、進めていくというものであります。

3分の2が浸水エリアに入るという現実がありますので、この2つの面で進めてまいります。

(質問)

- ・ 公表の仕方ですが、施設の名前や住所も合わせて公表するのですか。また、153か所は24時間避難できる場所でしょうか。

(避難対策調整主幹)

- ・ 施設名と所在の住所、何階以上に避難すればいいかを表記し、公表する予定です。

災害はいつ来るかわかりませんので、いずれの施設も24時間入れるようになっていきます。

(質問)

- ・ 12月定例会に提出する補正予算に、シロザケの陸上養殖に関する補助が盛り込まれていますが、養殖試験については、市と事業者の共同参画という形なのか民間がやることへの補助の形のどちらになりますか。また、市が補助金を出す目的は、将来陸上養殖を市が本格的に取り組んでいきたいため、試験段階から積極的に補助していくということですか。

(産業推進室室長補佐)

- ・ あくまで事業を実施するのは民間事業者となっています。それに対して、市は地域の課題解決として、原魚の確保が問題となっていますので、これに対する解決のために補助する形となっています。

(市長)

- ・ 陸上養殖については、日本製紙跡地の問題もありながら進めるものであります。釧路は恵まれた水産資源により、加工技術や施設が充実している地域です。そこで原魚の確保ということが重要であります。地域の水産加工に寄与することが今回の取り組みの中に入っていますので、そこを進めていくものであります。原魚の確保が重要であるという実態を踏まえた中で、陸上養殖の成果に期待しているところです。

(質問)

- ・ 日本製紙跡地の利用としては、撤退後第1号となりますが、市長の受け止めはいかがでしょうか。

(市長)

- ・ 日本製紙跡地については、次の産業に向けた取り組みを日本製紙ともお話ししながら行ってきたところですが、なかなか難しい状況となっています。いろいろなどころにお声がけをしながら進めているところでもあります。この状況の中で、陸上養殖が原魚加工も含めた中でスタートし、大変力強いことだと思っています。もちろんこれに限らず、いろいろなところ声をかけているところですので、少しずつ動いていることを市民の皆様にご存知いただき、この動きが加速できるように取り組んでいきたいと考えています。

(質問)

- ・ 年度内に事業計画を国に提出する大楽毛の津波避難ビル2棟について、あらためて、タワーではなく複合機能を持ったビルとした市長の思いと改正特措法で補助率が上がりましたが、避難ビルの1階や2階は、法律にある「津波の避難の用に供する施設」ということからハードルが高くなると思いますが、北海道への要請も含めて財政的課題にどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

(市長)

- ・ タワーは確かに3分の2の補助となりますが、なぜタワーなのかと思っています。レベル2は千年から6千年の中で出てきていますので、普段使いしない避難タワーの管理費は自治体が負担していくものになります。人の命を救う中で、普段使いできる施設が避難施設になれば、そこで管理も発生するわけですし、施設をどのように充実させるかということにもつながります。また、どのように建て替えていくかということにもなります。普段使いするものに避難の機能を持たせることで、場所の問題が発生した時も人の命を救う場所であれば合意も得やすいということになり

ます。こういう形で進めていくことが私は普通だと思っています。

こういった中で、内閣府や地元の国会議員の先生方にこういったものを認めていただきたいと要請を行っています。北海道は積雪寒冷地域でありますので、特措法は日本の中で南海トラフが最初ですが、積雪寒冷は北海道がスタートとなります。私は北海道ではこの形が望ましいと思っていますので、ルールを変えていただきたいと要請しているところです。

特措法は3分の2ですが、残りの3分の1に対する起債がありますので、地元の負担は18%くらいになります。そこは北海道がということは、我々もお話しさせていただいていますが、ここはまだしっかりと進めていかなければなりません。北海道への要請項目には入れてあります。

(質問)

- ・ タンチョウの鳥インフルエンザですが、市の今の対応とこれから観光シーズンを迎えるにあたり懸念されていること、環境省が対応されていると思いますが、要望などがあればお聞きしたい。

(市長)

- ・ 基本的に特別天然記念物ですので、希少種ということになります。このことから、環境省と北海道によっていろいろと進められています。我々はその情報をいただいているという状況です。そのうえで、我々は啓発や施設等の感染防止対策として、動物園、ツルセンター、鶴公園の3施設の対応をしっかりと行っています。

(質問)

- ・ 今年の春に発生したときにすでに防鳥ネットや消毒を行ったと思いますが、今回新規に行ったことはありますか。

(動物園長)

- ・ 今回の発生では、園内の監視の強化と野鳥の追い払いなどを行う対策を追加しました。

(質問)

- ・ 2023年のATWS北海道のリアル開催ですが、ポストサミットが行われると思いますが、内容や連携先など決まっていることはありますか。また、2年越しのリアル開催になりますので市長の意気込みをお聞かせいただきたい。

(市長)

- ・ 来年の9月11日から14日までアドベンチャートラベル・ワールドサミット(ATWS)の本大会が開催されます。仕組みとしてプレサミットという全道展開する形があり、ポストサミットが15日から18日にひがし北海道を中心に行われます。私どもはこの大会の成功と合わせてポストサミットにしっかりと対応するために取り組んでいるところであります。

内容については、まだ相談しているところであり、いろいろな磨き上げをしていくことや、しっかりしたストーリー作りに取り組んでいます。ATWSがゴールではなくスタートでありますので、こういった発信をするのかということでポストサミットに取り組んでいるところです。コースなどはまだ相談しているところですが、ロングトレイルなどに全部メッセージを組み入れて発信していきたいと思っています。

(観光振興監)

- ・ ポストサミットアドベンチャーの具体的な内容は、市長の発言の通り準備を進めているところであります。他地域と差別化できる場所として豊かな自然を持って

いることと、さらにタンチョウ、マリモ、猛禽類を守ってきた歴史文化がありますので、アドベンチャーの関係者に打ち出していくために内容を精査しているところです。